

福山市介護職員研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員初任者研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程をいう。以下「初任者研修」という。）の受講費及び介護職員実務者研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することを目的とした研修をいう。以下「実務者研修」という。）の受講費について、対象経費の一部に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、「別紙 福山市介護職員研修受講費補助実施要領」（以下「要領」という。）で定める事業者が、その従業者に初任者研修及び実務者研修を受講させた際に負担した経費のうち、研修を修了した従業者に係るものを対象とする。

(補助金の額)

第3条 これらの補助金の交付額は、研修受講修了者1人当たり、別表の区分ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付については、要領に基づき実施するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金を申請する前に、あらかじめ登録を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、これを行うことができない。

(1) 暴力団員等（福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（福山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 本市に納付すべき市税、国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納している者

3 前項の登録を行い、補助金の交付を受けようとする者は、申請書等を、別に指定する日までに市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付申請があった場合は、当該申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。

5 規則第11条に規定する事業報告書の提出は、要しないものとする。

(交付の条件)

第5条 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助金に係る関係書類の保存については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(2) 補助事業者が一定の条件を付し、従業者に給付し、その後、条件を満たさないことを理由に従業者から給付金の返還を受けた場合は、市から交付された補助金を返還しなければならない。

この場合、市は、「福山市介護職員研修費補助金返還通知書」（様式第5号）により、補助事業者に対して返還を求めるものとする。

また、返還の通知を受けた補助事業者は、決められた期限までに返還金を納付しなければならない。

(3) これらの補助金と重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

(補助金の支払)

第6条 補助金の支払を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助基準額	補助対象経費	補助率
介護職員 初任者研修	介護職員初任者研修 を受講する従業者又は 従事予定者1人当 たり60,000円	次のいずれかに該当する経費 (ただし、補講に要した経費は除く) ・補助事業者が負担した受講料及びテキスト代	1/2
介護職員 実務者研修	介護職員実務者研 を受講する従業者又は 従事予定者1人当 たり80,000円	・従業者が負担した受講料及びテキスト代に対して給付された研修費(給与・賃金・諸手当等と明確に区別されたもの)	